

藤沢市教育委員会 10月定例会 会議録

日 時 2025年(令和7年)10月23日(木)

午後3時00分～4時12分

場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 議題

(1) 議席の決定について

5 議事

(1) 議案第24号 藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

(2) 議案第25号 審査請求に対する裁決について

6 その他

(1) 令和7年9月藤沢市議会定例会の開催結果について

(2) 令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果と分析について

7 閉会

出席委員

1番 岩本 將宏
2番 飯盛 義徳
3番 種田 多化子
4番 石井 由佳
5番 井沼 隆史

出席事務局職員

教育部長	川口 浩平	生涯学習部長	井出 祥子
教育部参事	坪谷 麻貴	生涯学習部参事	谷本 博史
教育部参事	石田 芳輝	生涯学習総務課主幹	三部 梨加子
教育総務課主幹	一柳 善彦	生涯学習総務課課長補佐	滝沢 絵美
教育総務課主幹	小門前 清彦		
教育総務課課長補佐	安西 美知代		
教育総務課課長補佐	中村 俊哉		
教育指導課長	森谷 真佐美		
教育指導課主幹	平田 憲司		
教育指導課課長補佐	浦田 真央		
教育文化センター長	鹿児嶋 英克		
教育文化センター指導主事	寺内 照雄		
学務保健課主幹	柏崎 浩通		
学校給食課長	芳賀 敬		
学校施設課長	藤津 浩士		
書記	高瀬 有希		

午後 3 時00分 開会

岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 10月定例会」を開会いたします。

÷ ÷

岩本教育長 日程に入ります前に、皆様もご存じのとおり、先の9月市議会定例会におきまして、議会からの同意をいただき、10月1日付で種田委員が教育委員会委員に再任されました。

ここで、種田委員から、一言再任のご挨拶をお願いいたします。

種田委員 皆様こんにちは。私は、10月1日付で教育委員に再任されました種田多化子と申します。

これまで障がい者の一人として参画させていただきましたが、その経験を踏まえて、またもう一期活動していきたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

岩本教育長 ありがとうございました。

÷ ÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。

本日の会議録に署名する委員は、石井委員、井沼委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、本日の会議録に署名する委員は、石井委員、井沼委員にお願いをいたします。

÷ ÷

岩本教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。

何かございますでしょうか。

(訂正等発言：なし)

特にないようですので、了承することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、了承することといたします。

÷ ÷

岩本教育長 それでは、「議題」に入れます。

議題（1）「議席の決定について」を上程いたします。（議案書参照）

議案書の1ページをお開きください。

本議題につきましては、10月1日付で1名の委員が任命されたことに伴い、議席の決定をするものでございます。

議席の決定につきましては、教育長指名としたいと思いますが、いかがでしようか。

(「異議なし」の声)

それでは、「議席の決定」につきましては、教育長指名といたします。

この度の種田委員の再任に伴い、教育委員に変更がないことから、委員の議席番号につきましては、これまでと同様としまして、飯盛委員を2番、種田委員を3番、石井委員を4番、井沼委員を5番と指名いたします。

よろしくお願いをいたします。

÷ ÷

岩本教育長 それでは、「議事」に入ります。

議案第24号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 それでは、議案第24号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書2ページをごらんください。

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市いじめ問題調査委員会委員について、藤沢市医師会からの推薦者の変更に伴い、平成27年3月に制定した藤沢市いじめ問題調査委員会規則第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要によるものです。

1の委嘱する者の「氏名等」でございますが、規則第2条の規定及び規則第3条第1項の規定により、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、学識経験者のうちから計5名以内となっており、このたび、記載の医師の方に変更となります。

2の「任期」につきましては、規則第3条第2項の規定により、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と規定されており、2025年(令和7年)10月23日から2027年(令和9年)6月30日まででございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第24号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(質問、意見等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案第24号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

÷ ÷

岩本教育長 続きまして、議案第25号「審査請求に対する裁決について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

石田教育部参事。

石田教育部参事 議案第25号「審査請求に対する裁決について」、ご説明申し上げます。
(議案書参照)

議案書の4ページをごらんください。

この議案を提出したのは、2024年（令和6年）11月25日付でされた審査請求について、藤沢市情報公開審査会から答申を受けたことから、行政不服審査法第44条の規定に基づき裁決する必要によるものでございます。

次に、「裁決」の内容について、ご説明いたします。

議案書の5ページをごらんください。

まず、「第1 事案の概要」につきましては、処分庁である教育総務課が、審査請求に対して2024年（令和6年）9月2日付で行った行政文書公開拒否決定処分について、審査請求人が、その取消しを求めたものでございます。

次に、同じく5ページの中段少し上のところに記載をしております「本文」につきましては、「本件審査請求を棄却する。」でございます。

続きまして、下段に記載の「第2 処分及び審査の経過」、6ページに移りまして「第3 審査請求人の主張の要旨」、7ページに移りまして「第4 処分庁の主張の要旨」につきましては、記載のとおりでございます。

8ページにお移りいただきまして「第5 当庁の判断」について、ご説明させていただきます。

本件は、教育委員会会議の録音データについて、行政文書公開請求の対象になったものでございますが、藤沢市情報公開審査会からの答申では、処分庁が対象文書である録音データを取得しておらず、保有していないと主張していることに不自然な点は認められない、との判断がされております。

審査庁といたしましても、答申と同様に、行政文書公開拒否決定は妥当であると判断しております。

8ページ下段の「第6 結論」といたしましては、本件審査請求には

理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決するものでございます。

9ページにお移りいただきまして「第7 付言」といたしましては、処分庁に対する付言が明記されております。

教育委員会会議の会議録に疑義が生じた場合等において、内容を確認できるよう、録音データを処分庁が保有するなど、今後の適正な事務執行を求めるものとなります。

参考といたしまして、10ページに「行政文書公開拒否決定通知書」、11ページから15ページに「審査請求書」、16ページから22ページに審査会からの「答申」を添付しております。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第25号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(質問、意見等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案第25号「審査請求に対する裁決について」は、原案のとおり決定いたします。

÷ ÷

岩本教育長 それでは、「その他」に移ります。

その他（1）「令和7年9月藤沢市議会定例会の開催結果」について、教育部及び生涯学習部の報告を求めます。

川口教育部長

川口教育部長 「令和7年9月藤沢市議会定例会の開催結果」につきまして、ご報告をいたします。（議案書参照）

議案書の23ページをごらんください。

「令和7年9月定例会運営日割」でございまして、9月市議会定例会は、9月1日から10月8日までの38日間の開催でございました。

それでは、教育部について、ご説明させていただきます。

初めに、9月市議会定例会子ども文教常任委員会についてでございますが、議題がなかったため、開催自体がなく、運営日割に記載がございませんので、ご了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、10日に開催された補正予算常任委員会につきましては、教育部に係る補正予算編成はございませんでした。

次に、「令和6年度藤沢市一般会計歳入歳出決算の認定について」を報告いたします。

議案書は24ページにお進みいただきまして、「令和6年度藤沢市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、9月26日に決算特別委員会に付託、質疑・討論を行い、採決の結果、認定すべきものとされ、10月8日の本会議におきまして、討論・採決の結果、認定されました。

議案書は25ページにお進みをいただきまして、「一般質問の件名及び要旨」でございます。

教育部に関連する「一般質問」につきましては、13人の市議会議員から質問がございました。質問の件名と要旨につきましては、25ページから30ページに記載のとおりで、下線で要旨に【教育部】と記載している箇所が、教育部に関連する質問でございます。

なお、一般質問の内容及び令和6年度藤沢市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を踏まえての、「令和6年度決算に関する各会派からの意見・要望」につきましては、市議会ホームページにおいて録画配信や、今後、会議録の公表がございますので、この場での説明は省略をさせていただきます。

教育部にかかわる部分についてのご報告は、以上でございます。

岩本教育長 井出生涯学習部長。

井出生涯学習部長 続きまして、生涯学習部でございます。

「令和7年9月藤沢市議会定例会の開催結果について」、ご報告をいたします。(議案書参照)

9月市議会定例会では、補正予算常任委員会に付託、審査される議案はございませんでした。

議案書の25ページをごらんください。

一般質問につきましては、生涯学習部に関連する質問が5人の議員からありました。質問の件名と要旨につきましては、25ページから30ページに記載のとおりで、二重線で、要旨の最後に《生涯学習部》と記載されている箇所が、生涯学習部に関する質問でございます。

なお、一般質問の詳細な内容等につきましては、先ほどの教育部からの報告のとおりでございます。

以上で、教育部及び生涯学習部に係る、「令和7年9月藤沢市議会定例会の開催結果について」の報告を終わります。

岩本教育長 教育部及び生涯学習部の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員。

種田委員 市議会、お疲れさまでした。

その中で、すごい質問が上がったようですが、気になるところだけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

1番の安田景輔さんの、「特別支援教育について」のところで、「通級指導教室について」と、「リハビリテーション専門職の学校への配置なし連携について」、あと、3番目の竹村雅夫さんの、「「共に学び・共に育つ」インクルーシブ教育について」、あと、16番の桜井直人さんの「スポーツ行政」のところで、「秋葉台運動公園について」、そして最後、よく分からぬのでお尋ねしますが、27番の柳澤潤次さんの、「生活保護基準を算定基礎にしている事業へ影響について」、よく分からぬところがあるので、どのような質問で、どう答弁されたのか、教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

岩本教育長

川口教育部長

川口教育長

それでは、教育部の部分について、安田議員、竹村議員、柳澤議員について、ご質問の要旨と答弁の要旨をご説明させていただきます。

まず、安田議員の件名「特別支援教育について」、要旨「通級指導教室」につきましては、ご質問の内容は2点でございます。

1点目の質問としては、通級指導教室の意義を藤沢市としてどのように捉えているのか、小中学校における設置状況や運用状況の課題についてのご質問でございました。

回答いたしましては、通級指導教室については、学習や生活の中で困り事を抱えながら通常の学級に在籍をしている児童生徒が、自ら学ぶ意欲を高め主体的に対応できる力を身につけることができるよう、子ども一人ひとりの思いや願いなどに耳を傾け、寄り添いながらきめ細かい指導計画のもと、専門的な支援を受ける学びの場として重要である。まず、このように認識をしているということでございます。

本市の通級指導教室につきましては、聞こえや言葉に困難がある児童を対象とした「ことばの教室」というものと、集団活動や感情のコントロールが苦手な児童を対象とした「すまいる」の2つを開設していること。

「ことばの教室」については、昭和46年に俣野小学校を開級以降、鵠洋小学校、藤沢小学校、大庭小学校と順次開設をし、現在は、市内4校の小学校に「ことばの教室」を開設していること。

それから「すまいる」については、平成25年に大庭小学校と大清水小学校、平成28年に中里小学校に開級をし、現在市内3校に開級をしていること。なお中学校については、いずれの通級指導教室も開級はしていないこと。

通級指導教室の運用については、人的リソースの不足、それから指導体制が逼迫していること、専門性のある教員の確保を課題としているということをお答えしてございます。

質問の2点目ですが、小学校の通級指導教室をさらに増設していく上での課題認識と、中学校に新設する考え方というご質問でございました。

ご答弁といたしましては、小中学校への通級指導教室の開設及び新設の課題としては、まず、ハード面として市内の小中学校に通級指導教室として活用できる教室が限られていること。それからソフト面としては、専門的な知識と技能を持つ教員の育成及び支援体制の充実や強化。中学校における通級指導教室の開設については、児童生徒一人ひとりの状況にあわせた教育課程の編成や実施のための小学校、中学校の円滑な接続、児童生徒の心理的な側面への配慮が途切れなく継続できる体制を整えることが大切であるということ。

中学校の通級指導教室の開設については、発達段階やニーズに応じて、自校での通級、それから他校への通級、職員、教職員が学校を回る巡回指導など多様な指導形態により、切れ目のない支援体制の構築について検討してまいりたいと考えていますということでお伝えをしてございます。

次に、安田議員の要旨の2点目、「リハビリテーション専門職の学校への配置なし連携について」ということで、ご質問は3点でございます。

1点目につきましては、特別支援学校及び特別支援学級、通級指導教室においてリハ職ですね。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職による継続的な評価、助言指導の必要性について、市教育委員会としてはどのように認識をしているのか、というご質問でございまして、答弁といたしましては、リハビリテーションの専門職による継続的ななかかわり、評価や助言や指導の必要性については、個別の支援を必要とする児童生徒への身体的動作や心理的配慮への理解を深め、日常の効果的ななかかわりや適切な支援計画の立案について一緒に考えることができるということ。

それから、教員が、日常の学校生活の中で、個別の支援が必要な子どもに早期に気づいて、困り事を丁寧に受け止め、伴走につながることを考えているという点。

それから、一人ひとりの子どもに寄り添った支援によって、子どもたちの身体機能の向上の促進、認識力や社会性を身につけ、コミュニケーション能力の発達を促すこと、こういったことは、知識や感性の涵養に資するもので、学びの機会を広げ、子どもの学校生活が充実することに

つながるとの認識であるというお答えをしてございます。

質問の2点目でございます。現状では、本市の特別支援教育について、リハ職の関与や頻度は極めて限定的だと考えております。今後、リハ職の関与を常勤化または定期的、継続的に拡充する方針は市教委にあるかというご質問でございます。

お答えといたしましては、現状、教育委員会として言語聴覚士の派遣を実施しているということと、それから、県立の特別支援学校のセンター的機能を活用した理学療法士や作業療法士の巡回による支援を行っているということをお答えし、今後も県の制度を積極的に活用して、特別支援学校のセンター的機能の充実に向けて活用するとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実に向けて、本市立の白浜養護学校への専門職の配置を神奈川県に対して要望をしていくこと。

それから、リハビリテーション専門職の配置を含め、教育委員会の各学校への支援体制についても検討していきたいということをお答えしてございます。

質問の3点目です。特別支援学校のみならず市内小学校4校に設置をされている、先ほどご説明申し上げました通級指導教室「ことばの教室」につきましては、リハ職のうち、特に言語聴覚士について、言語聴覚コミュニケーションに課題を抱える児童への支援に不可欠であると考えている。それで、配置や連携の強化について検討はされているのかということのご質問でございまして、ご答弁といたしましては、教育委員会といたしましては、聞こえや言葉に困難がある児童に対して、より効果的な支援を行えるように、言語聴覚士の活用、それから関係機関と学校の連携を強化し、子どもの身体機能やコミュニケーション能力の発達を支え、学びと生活の質の向上にさらに取り組んでいきたい旨をお答えしてございます。

以上が安田議員の件名2、要旨の(1)、(2)についての概要でございまして、竹村議員の件名1「人権モデル」の視点から、藤沢の障害児・者政策を考える、要旨(1)、(2)については、他の部の答弁でございまして、要旨(3)「共に学び・共に育つ」インクルーシブ教育について」ということが、教育部でご答弁をしているところですけれども、質問は、全部で8点ございました。7点目までが教育部答弁で、8点目は副市長の答弁となってございます。

ここは8点ありますので、少し時間を要しますが、1点目は、国連の障害者権利委員会が、インクルーシブ教育についての総括所見を出していますけれども、この内容を教えてくださいということでございました。

答弁といたしましては、国連の障害者権利委員会からは、障害者の権利に関する条約第24条の教育に係る勧告として、次の点が挙げられているということで、1つ目として障害のある子どもの分離された特別教育が永続していること。具体的には、特別支援学校があるとか特別支援学級があるとかということを国連が指摘しているということ。

それから、障害がある子どもが、通常環境での教育にアクセスできなくしていること、要は分離教育だということを国連は指摘をしているということ。

それから、また、特別支援学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはいけないという旨の国の通知があること。

それから、合理的配慮の提供が不十分であるということ。

それから、教員のインクルーシブ教育に関する技術の欠如及び否定的態度があることなどが懸念事項として国連が示しているところでございます。

こうした懸念事項に対して、分離特別教育の見直し及びインクルーシブ教育の推進に向けた要請が行われているということを、これは事実としてお答えをしてございます。

質問の2は、総括所見に対して、日本の文部科学省はどのような見解を示したのか、ということでございまして、ご答弁としては、文部科学省は、障害者権利条約に規定するインクルーシブ教育システムについては、障害者の精神的、身体的な能力を可能な限り発達させるという目的のもとに、障害者を包容する教育制度であるとの認識を、まず示した上で、インクルーシブ教育システムの実現に向けて、この間、障害の有無にかかわらず子どもたちが可能な限り共に過ごす条件整備と、それから教育的ニーズに応じた学びの場の整備の両輪によって取り組んできたということ。引き続き、勧告の趣旨を踏まえ、通級による指導担当教員の基礎定数化の着実な実施などによって、インクルーシブ教育システムの推進に努めるとの見解を示しているということ。

また、特別支援学級への理解の深まりなどにより、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増えている中で、多様な学びの場として行われている特別支援教育を中止することは考えていないということ。

それから、指摘を受けた特別支援学級の児童の、通常学級で過ごす時間に制限を設ける旨の国の通知については、インクルーシブ教育を推進する趣旨であることが正しく理解されるよう周知徹底に努めていくという考え方を国は示しているということを、ここも事実としてお答えしているということでございます。

質問の3点目です。藤沢市では、障がいのある児童生徒の就学について、どのような考え方を持っているのかということでございまして、まず、本市の就学指定の考え方については、住民登録地、住所に基づいて障がいの有無とかは考慮せずに、就学すべき小学校及び中学校を指定しているということでございます。まず、その点をお答えしてございます。

その上で、特別な教育的配慮を要する児童生徒については、あくまでも本人や保護者の要望を受け止めた上で、就学支援委員会の専門的知見によるご意見や、学校の環境や地域の状況を踏まえ、教育的に必要な支援について、教育委員会、学校と保護者、本人との合意形成を図った上で就学先を決定しているということをお答えしてございます。

質問の4点目です。『教育振興基本計画』に、「全ての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶインクルーシブ教育を、より一層推進することが求められています。」と明記をしたことの、その趣旨をお答えくださいということでございまして、本市では、市として市政運営を行うに当たって、総合指針のまちづくりのコンセプトに、「共生社会の実現を目指す誰一人取り残さない（インクルーシブ藤沢）」というのを掲げています。

それでまちづくりを進めておりまして、学校教育においては、様々な学びの場を整え、学習環境を選択できるようにしているところで、『教育振興基本計画』の「教育の現状と課題」の章において、全ての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶインクルーシブ教育を、より一層推進することが、本市のまちづくりの共生社会の実現に向けて必要であるとの認識によって記載をしたと、そういうことでお答えをしてございます。

質問の5点目です。教育委員会は、「共に学ぶ」というときの「学力」観について、どのようにお考えですかということのご質問でございまして、答弁としては、学力とは、単に知識や技能を習得することだけではなくて、自ら思考し判断をすること、生きる力を身につけることが重要であるという捉えでございまして、一人ひとりの可能性を最大限に引き出して、多様な価値観を持つ仲間とともに学び、社会で活躍する力を育む、そういう認識であるということ。

障がいのある、なしにかかわらず全ての子どもが自立をし社会に参画できるよう、家庭や地域、社会全体で多様な主体が連携し、生き方・考え方を互いに認め、尊重し合い支え合う文化を育むことが大切であるということでお答えをしています。

質問の6点目です。フルインクルーシブ教育を実現させるための教育条件整備についてはどのように考えているかということでございまして、ここは教育長にご答弁いただいているので、割愛をせずに全文を読み

上げさせていただきます。

フルインクルーシブ教育の条件整備につきましては、学校環境などのハード整備、少人数学級の実現、複数指導体制の確立などに係る法整備など多岐にわたるとの捉えでございますが、そういうことより、何より必要なことは、医療モデルから社会モデルへ、そして人権モデルへの社会総ぐるみのパラダイムシフトこそ重要であると確信するところでございます。

こうした認識のもと、教育委員会といたしましては、介助員や学校看護師等の人的配置等を含めた支援体制の確立や、外部機関との連携の強化に加え、教育にかかわる全ての職員が藤沢市の支援教育の理念や合理的配慮に対する理解を深め、そのことがひいては藤沢の全ての子どもたちが、「みんな違ってみんないいんだ」と思うことができる日常、社会を築くことにつながるとの思いでございます。

ということで、教育長が答弁をされています。

質問の7です。教育委員会は、今後どのような行程でインクルーシブ教育を進めていかれるおつもりでしょうかということで、ここも教育長がご答弁をしてございますので、全文を読み上げさせていただきます。

教育委員会では、これまでも教職員に対し、藤沢の支援教育の理念のもと、組織的な校内支援、指導体制を築くことができるよう研修を初め様々な取組を行ってまいりましたが、いまだ道半ばでございます。引き続き「学校教育ふじさわビジョン」や、今年度改定いたしました『第4期教育振興基本計画』に基づき、本市の共生社会の実現に向けて、全ての子どもたちが同じ環境で共に学ぶインクルーシブ教育推進のため、教職員の人材育成、人材配置の充実により、支援体制の確立に努めてまいります。

加えて、多様な他者を理解し尊重し合い、共同して共に生きる子どもを育む学校づくりに取り組むとともに、全ての子どもたちの困り事に寄り添い、全ての学びの場において「共に育つ」環境を目指して、教職員も子どもも一人ひとりの個性を尊重し、多様性を受け入れられる学校づくりに注力してまいります。

「どこかに通じている大道を僕は歩いているのではない僕の前に道はない、僕の後ろに道はできる」

私は、この思いを胸に、これからも藤沢の支援教育の充実に努めてまいります。ということで教育長がご答弁をされています。

最後に、総括所見を踏まえ、藤沢市全体をインクルーシブな町にしていくため、藤沢市としてのお考えを聞きたいということで、ここは副市

長が答弁をされていますので、中山副市長の答弁の全文を読ませていただきます。

本市では、市政運営の総合指針において「インクルーシブ藤沢」を掲げるとともに、「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」においても、「ともに支え合いともに生きる社会の構築」を基本目標の一つとして取り組んでおります。

ご指摘の共生社会の実現のためには、お互いの人権を尊重し、多様性を違いではなく豊かさとして認め合い、また、誰もが公平に機会を得ることができます。

市といたしましては、「人は誰もが生まれながらにして基本的人権を持っている」ということをしっかりと認識し、様々な困難を抱える人が社会的に孤立したり、さらに困難な状況に陥ることがなく、子どもたちを初め地域社会で暮らす全ての人を誰一人取り残さないよう、引き続き市政に取り組んでまいりたいと考えております。

ということで、ここは副市長がご答弁をされたところでございます。

長くなりましたが、教育部へのご質問で、最後になりますけれども、柳澤潤次議員の件名2「生活保護行政について」の、要旨(2)の「生活保護基準を算定基礎にしている事業への影響について」ということで、最近の報道でもありましたけれども、生活保護の基準は物価によって変動するわけですが、その中で、ずっとデフレが続いている中で、今、毎年毎年高齢者の年金などは削減をされている状況がある中で、生活保護費も削減をした年度がございました。

具体的には2013年になりますけれども、生活保護基準が削減されたと。これは全国各地で裁判になり、先日、最高裁の判決で、この削減——生活保護の基準を改定したわけですけれども、これは違反をしているということで、この見直しあだめですという結果が最高裁で示されました。

そのことについてのご質問ですけれども、教育部に聞かれているのは、この生活保護基準を算定基礎にしている事業は様々あるけれども、それの中で就学援助、経済的に困窮をしているご家庭に——具体的には、まず生活保護のご家庭には、就学援助費のお支払いをしています。学校教育に必要な教材費ですか、藤沢の場合、特徴的なのは、メガネとか卒業アルバムなども就学援助の対象にしています。

そういうものを、まず、生活保護のご家庭には就学援助をするのですが、藤沢の場合、生活保護の基準のお金の1.3倍以内のご家庭については、準要保護世帯として就学援助をさせていただいています。生活保護家庭ではなくても、生活保護基準で算定した金額の1.3倍の収入であれば

就学援助をさせていただいています。

それで、今回、生活保護費自体の引き下げが違法だということで判決をされたので、藤沢の状況はどうなっているのですかという確認のご質問でした。

藤沢は、2013年に生活保護費が引き下げられた後も、引き下げ前の生活保護費を基準にして就学援助費を支給していて、この前の行財政改革の中で、今、これは基準が前の基準になっているので、具体的には、改革の取組の中で、令和6年度の就学援助の制度の中で、新しい2013年度の引き下げ後の生活保護基準に基づいて算定をしますということで、一旦はお示ししていました。

ただ、その後、新型コロナウイルス感染症の社会生活への影響ですか、今ずっと続いている物価高の市民生活への影響などを考慮して、一旦引き下げ後の金額にするとは言ったものの、就学援助制度の支給認定に係る制度の適用については、引き下げ後にすることを見送りましたので、この裁判によった、その就学援助費の影響については、今のところないということでお答えをしていますので、その旨をお答えしたことでございます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

岩本教育長

滝沢生涯学習総務課課長補佐。

滝沢生涯学習総務課課長補佐 それでは、生涯学習部に関する桜井議員の一般質問に関してお答えいたします。

件名1「スポーツ行政について」、要旨（1）の「秋葉台運動公園について」ということで、全部で3点の質問がございました。

まず、1点目としましては、令和5年度に実施されたスポーツ施設再整備検討に関する基礎調査及び各施設の劣化度調査の状況についての質問がございまして、基礎調査につきましては、市民のスポーツニーズの変化を背景に、本市のスポーツ施設を取り巻く状況を把握し、今後のスポーツ施設全体の在り方について検討するために実施したもので、調査では、スポーツ施設の現況分析のほか、市民アンケートや利用団体からのヒアリングを実施し、市民ニーズの把握に努めたということをお答えいたしました。

また、劣化度調査につきましては、令和4年度に石名坂温水プール、令和5年度に秋葉台公園、令和6年度に八部公園のスポーツ施設の劣化度調査を実施したことをお答えいたしました。

次に、質問の2点目としましては、基礎調査及び劣化度調査の結果を踏まえた、市が捉えている課題についての質問がございまして、答弁と

しましては、本市の主要なスポーツ施設につきましては、いずれも建設から25年が経過し、さらには40年を迎える施設も多くなっていることから、施設の老朽化と、それに伴う維持管理費用も課題となっていること、また、基礎調査の結果では、市民センタ一体育室等小規模な施設の数は全国平均以上であるものの、中規模以上のスポーツ施設は少なく、体育館や球技場、テニスコートなど、利用率が95%を超えるものもあり、予約が取りにくい状況となっていることも課題であると捉えていることをお答えいたしました。

最後に、質問の3点目としまして、スポーツ施設再整備計画の作成について、今後どのように進めていくのかという質問がありまして、スポーツ施設再整備計画につきましては、来年度以降、本市のスポーツ施設全体の基本構想策定を計画しており、策定に当たっては、市民ニーズを捉え、既存施設の再編も視野に入れながら、地域の特徴や資源等を生かしたスポーツ環境の整備を目指し、進めてまいりたいと考えていること。

今後についても、「スポーツ都市宣言」の理念である「健康で豊かなスポーツライフの実現」に向け、市民一人ひとりが「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しめるよう、スポーツ環境の充実を図っていることをお答えいたしました。

私からは以上です。

岩本教育長

種田委員。

ご説明ありがとうございます。インクルーシブ教育、今とても気になっていたところなので、いろいろ教えていただきありがとうございます。

また、秋葉台運動公園についても、大まかな内容はお聞きしたのですが、秋葉台公園、その一つの運動施設についての説明はなかったのでしょうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思いました。

岩本教育長

三部生涯学習総務課主幹。

三部生涯学習総務課主幹 秋葉台公園、運動公園一つというか、こちらは、今、答弁させていただいた内容は、秋葉台公園を今後どうしていくかという視点でお答えをさせていただきまして、市の劣化度調査等は全部の施設についてやって、今後の方針の中に市のスポーツ施設全体の整備計画の中で秋葉台公園も今後どうしていくかというのを考えていくという主旨になっております。

種田委員

ご説明ありがとうございます。秋葉台だけではなくいろいろな運動施設を含めて対応していくということでおろしかったでしょうか。

岩本教育長

井出生涯学習部長。

井出生涯学習部長 桜井議員さんの質問が、秋葉台公園のことについてのみであったにもかかわらず、今そういうふうな形で、例えば秩父宮であるとか八部であるとか、そういったことを全部含めた中で、この計画というのはつくるのですが、今回のこの議会での質問は、秋葉台公園ということでしたので、その部分に特化した、プラスアルファではかも整備計画として入れていくということで、ここの質問は構成されていたというご理解をいただければありがたいと思います。

種田委員 了解いたしました。ありがとうございます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(質問、意見等発言：なし)

それでは、この報告を終わりといたします。

÷ ÷

岩本教育長 その他（2）「令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果と分析について」、事務局の説明を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長 それでは、「令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果と分析について」、ご報告いたします。（議案書参照）

議案書32ページをごらんください。

「1 調査の概要と目的」でございますが、全国学力・学習状況調査は、これまでの教育活動や教育施策の成果と課題等を把握・検証し、今後の教育活動に生かすことを目的として、小学校6年生及び中学校3年生に実施されています。

なお、本調査で測定できるのは、学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることが、国の調査実施要領で示されていますので、そのことを踏まえて結果を報告するものでございます。

「2 実施状況」、でございますが、（1）の「調査内容」は、ア 児童生徒に対する調査、イ 学校に対する質問調査がございます。

「児童生徒に対する調査」は、教科に関する調査として、小学校の国語、算数、理科、中学校の国語、数学、理科、そのほかに、生活習慣や学習環境等に関する質問調査が実施されています。

（2）「実施校数」、（3）「実施人数」につきましては、資料をごらんください。

続きまして、「3 平均正答率一覧表」でございます。平均正答率は、平均正答数を設問数で割った値の百分率を整数値で示したものです。なお、全国値につきましては、小数第一位を四捨五入した数値を掲載いたしました。中学校理科につきましては、500を基準とする平均IRTスコ

アと言われる得点で表記しております。

33ページをごらんください。

「4 教科に関する調査結果の分析」でございます。小学校国語を使って説明をさせていただきます。

①では、学習指導要領の全国と本市の分類別平均正答率と設問数を表にまとめ、その結果を右側の図にお示ししました。

②では、設問ごとに見られた結果を、本市の正答率、無回答率、全国の平均正答率との差に着目し、「おおむね理解していると思われるもの」、「課題としてみられるもの」を1点ずつ取り上げました。

38ページをごらんください。

①、②につきましては、先ほどご説明しましたとおり、中学校理科のみIRTスコアを用いていることから、①の学習指導要領の分類別平均正答率ではIRTスコア集計値を、②の設問ごとに見られた結果では、IRTバンド分布グラフをお示ししております。

それでは、再度33ページにお戻りください。

③の「質問調査より」では、児童生徒の質問調査の中から、教科結果に関係するものの一部を取り上げ、肯定的な回答をした児童生徒の割合をお示ししました。

④の「課題に対する指導改善の手立て」は、②で取り上げた課題に対する指導改善の手立てとなります。

それでは、各教科についてご説明します。

<小学校 国語>におきましては、目的に応じて文章と図表などを結びつけるなどして、必要な情報を見つけること。

そして、引き続き34ページをごらんいただきまして、<中学校 国語>では、自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書くことに課題が見られました。

続きまして、35ページをごらんください。

<小学校 算数>におきましては、「10%増量」の意味を解釈し、「増量後の量」が、「増量前の量」の何倍になっているかを表すこと。

36ページをごらんいただきまして、<中学校 数学>では、ヒストグラムや相対度数などの必要性と意味を理解することに課題が見られました。

37ページをごらんください。

<小学校 理科>におきましては、身の回りの金属について、電気を通すもの、磁石に引きつけられるものがあることの知識。

38ページをごらんいただきまして、<中学校 理科>では、大地の変化について、時間的・空間的な見方を働かせて、土地の様子とボーリング

調査の結果を関連づけて、地層の広がりを検討して表現することに課題が見られました。

続きまして、39ページをごらんください。

「5 児童生徒質問調査に関する調査結果」でございます。児童生徒を対象に実施された質問調査の中から、学習や生活習慣に関連する項目を抜粋し、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した比率を合計した数値を、全国値とともにお示ししたものです。

40ページをごらんください。

「6 児童生徒質問調査結果の特徴と考察」でございます。分析に当たっては、過去の数値、経年変化、全国との比較、平均正答率との相関関係などを、先ほど、39ページの一覧表で示した「基本的生活習慣」等から「総合的な学習の時間・学級活動・道徳」までの7つの項目に分けて分析いたしました。

「基本的な生活習慣」及び「学習習慣」においては、「就寝時刻」、「平日の1日当たりの学習時間」を、令和4年度からの経年変化で分析しました。

41ページをごらんください。

「自己有用感」につきましては、令和4年度からの経年変化をお示しました。小中学校とも増加傾向にあり、現在の中学校3年生が小学校6年生のときよりも上昇していることも確認できます。

参考までに、「先生がよいところを認めてくれる」ということに関するグラフをお示しました。先生方のかかわりが、子どもたちの自己肯定感、自己有用感に影響しているものと分析しています。

「地域社会」につきましては、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒が、小学校では約8割、中学校では約7割いるという結果になりました。各学校において、地域社会とのつながりを意識した取り組みが行われていると考えております。

42ページをごらんください。

「ICTの活用について」でございます。小学校、中学校ともに、授業におけるICT機器の利用回数の増加が確認できます。また、タブレット（1人1台端末）についての活用の技能についてもお示ししています。

43ページをごらんください。

「主体的・対話的で深い学びについて」でございます。特に授業における発表活動などは、「工夫して発表していた」と回答した児童生徒が、全国に比べて高い数値となっております。

また、「総合的な学習・学級活動について」では、自分で課題を立てて情報を集め、整理して発表するなどの学習活動、話し合い、互いの意見のよきを生かした取り組み、いずれにおいても小中学校の差が縮小している傾向にあります。

44ページをごらんください。

こうした分析を踏まえ、今後へ向けて、「学校・教育委員会の取組」を3点挙げました。

また、「保護者のみなさまへ」は、生活習慣を身につけることや、自己肯定感を高める働きかけの2点を挙げさせていただきました。お読みいただければと思います。

以上で、「令和7年度「全国学力・学習状況調査」の結果について」の報告を終わります。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

石井委員。

石井委員

たくさんの調査、分析、考察をありがとうございます。

感想になってしまいますが、小学校、中学校ともに国語、算数・数学においては、将来、社会に出て役立つと思ってはいながらも、そんなに好きではないみたいなところも、ちょっと見られたりして、全国平均よりも若干低かったりしたのが、少し残念だったかなと思いました。

ただ、後ろのほうに「ICTを用いた情報を整理することができる人は、国語の正答率も高い」というように考察されていましたので、今のお子様たちは、ICTに関してはとても親しみを持っていると思いますので、そういうものをさらに活用して、国語がもっと好きになってくれたりするといいなと思いました。

また、後ろのほうの「児童生徒質問調査結果の特徴と考察」も、たくさんのが考察されていましたけれども、43ページに、「課題解決に向けて、自分で取り組んだ」というのが、令和7年はちょっと下がっていたというように考察されておられましたが、まあよく捉えると、そういったことをお子さんたちが主体的に考えているから、もっとこんなふうにもできるのではないかと自ら考えているために、そういうマイナスな回答になっているのかもしれないなど、私は思いました。

以上です。

岩本教育長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。質問と意見とをお話したいと思います。

質問は、32ページの「実施状況」の中の、実施人数ですが、特に小学校6年生の場合、各教科と質問調査の人数が50人ぐらい変わったりしています。中学校は、そんなに差はないですけれども、これはどういう状況だったのか、お尋ねしたいと思います。

そして、私はよく分からないので、もうちょっと説明をいただけたらと思うのが、中学校の理科の分析に使われたIRTですね、平均IRTスコア、これについて、もうちょっと詳しくお尋ねできたらと思います。

あと、意見としましては、「学習習慣」、藤沢はとても高い感じがするのですが、ただ、30分より少ないか、全くしないという小学校の児童の割合が高いので、ちょっと心配な子が多少いるのかなという感じを受けました。

また、授業の中でコンピューターの使用ですが、「ほぼ毎日」というところが、全国に比べてまだちょっと低いので、大分増えてきてはいると思いますが、週3回以上から、もうちょっと増えていくといいのかなと感じました。

あと、最後に、自己有用感、自己肯定感ですが、小学校のときよりも中学校に行くと、ちょっと下がってしまっているのかなという感じがしました。

最後の44ページの「今後へ向けて」にも書いてありますが、ご家族の中で、あるいは学校の中で、子どもたちが自己肯定感を高められるような声がけができているうれしいなと思います。やはり、そういうことによって、その子、その方の人生への取り組みが、将来にわたって変わっていったりするので、そこをまた力強く取り組みをしていただけたらうれしいなと思います。

よろしくお願ひいたします。

岩本教育長

寺内教育文化センター指導主事。

寺内教育文化センター指導主事　　ただいま質問にありました32ページの「実施人数」の差についてでございますが、国語、算数・数学、理科の調査実施日と、質問調査の調査実施日が同一ではなく、今回パソコンを使ったICTを活用した調査となっておりますので、学校ごとに、その実施日が割り当てられる形になっておりました。そのため、当日、国語、算数・数学、理科を受験した人数と、別日で質問調査のほうを受けている人数が、欠席等により異なるということがありました。

また、ICTを活用して質問調査を行ったという点では、最後までう

まく操作ができずに、この人数に反映されていないという事態も起きておりました。

続いて2つ目、38ページの＜中学校 理科＞におけるIRTについてでございますが、こちらは、IRTといって一人ひとりの問題の正誤状況に応じて学力を測定する方法となっております。

②に示しておりますIRTバンド分布グラフの3に該当する生徒が、およそ80%の問題を解くことができたということで判定をしているもので、そちらが、真ん中が一番高い数値となっております。

以上でございます。

種田委員 ご説明ありがとうございます。調査の日と学力テストの日が違うということですね。

寺内教育文化センター指導主事 はい。

種田委員 これは、特別支援級のお子さんも入っているか、入っていないかというのも、ちょっと違うのかなと思いますが、そこら辺、追加で教えていただけたらうれしいです。

岩本教育長 寺内教育文化センター指導主事。

寺内教育文化センター指導主事 全体の数を把握しているわけではありませんが、支援級の児童、特別支援学校ですね、そちらの児童生徒につきましては、まず、必ずしも調査の対象としないということで書かれております。学校ごとに、調査をするかしないかということは選択をして、場合によっては保護者と相談の上、ある教科だけ受けるということも可能になっております。

今回把握しているところでは、全交流（全ての教科を交流）している支援級在籍の児童において受験をしたということもありました。

以上です。

種田委員 ご説明ありがとうございます。よく理解できました。この調査に加わった子もいるけれども、大体は加わっていなという感じよろしいでしょうかね。

寺内教育文化センター指導主事 はい。

種田委員 ありがとうございます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

井沼委員。

井沼委員 ご説明ありがとうございました。

私からは意見ですけれども、41ページの「自己有用感について」ですが、こちらが微増ながら上がってきているということは、大変すばらしいことだと思いますし、先生方には、今後も引き続き、児童生徒たちに

肯定的な言葉での声がけをしていってほしいなと思います。

また、「地域社会について」、こちらのほうも、小学校では8割、中学校では7割の方が地域に貢献したいという形の回答をされていますけれども、やはりこれも、コミュニティ・スクールであったりとか、そういったところで、もう少し子どもたちへのかかわり、地域に愛着心というか、そういったものが持てるよう、コミュニティ・スクール等々いろいろな事業をやっていって、子どもたちが「藤沢っていいところだな」と思えるような、そういった活動をしていってほしいなと思います。

私からは以上になります。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員

ご説明ありがとうございました。

分析が、考察がしっかりととなされていて、また、考察のところで、「ふじさわビジョン」と結びつけられているところが、大変すばらしいなと思いました。

また、「今後に向けて」のところも、「学校・教育委員会の取組」とか、あと「保護者のみなさまへ」のメッセージが書かれていて、うまくまとまっているのではないかなと感じました。

私も、質問が1つですが、IRTスコアを採用した<中学校 理科>ですけれども、このIRTにおける全国とか県内と藤沢市の差、藤沢市は520です。この差がどれくらいの意味を持つかというのは、よく判別できないところもありますけれども、いずれにしても藤沢市は高いスコアを出しているということですが、38ページの「質問調査」のところを見ますと、「理科の勉強が好きか」とか「内容が分かりますか」とか「理科に関する疑問を持ったり問題を見いだしたりしますか」というところが、全国よりもかなり低いと思うんですよね。にもかかわらず理科のスコアは全国よりも高い。

ここについては、何か考察・分析などはなされておりますでしょうか。

岩本教育長

鹿児島教育文化センター長。

鹿児島教育文化センター長 ご質問ありがとうございます。理科に関しての考察等を進めておりますが、「設問について答えることができる」という学習の理解の定着の一方で、「好きになれるかどうか」というところが、全くイコールではないだろうということは、私たちも感じているところでございます。

特に小学校の理科と中学校の理科を比べてみると、中学校の理科に入るところで、概念的な要素が非常に増えてきて、そこで苦手意識を持

つ生徒が増えていくというところが、教員たちの肌感覚でもございます。

そういう中で苦手意識を持つと、この辺の「好きですか」というところについても下がってしまう。ただし、日々の学習の中で、その設問には上手に答えられる生徒もいるだろうと、そういうところが見えてくるかなと感じております。

飯盛委員 ありがとうございます。

岩本教育長 ほかは、いかがでしょうか。

(質問、意見等発言：なし)

それでは、この報告を終わりにいたします。

÷ ÷

岩本教育長 以上で、本日予定いたしました審議する案件は全て終了いたしました。

委員の方々で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(報告等発言：なし)

÷ ÷

岩本教育長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思いますが、11月20日、木曜日、午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、11月20日、木曜日、午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階8-1・8-2会議室において開催予定といたします。

以上で、本日の審議日程は全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

午後4時12分 閉会